

亀岡市選挙管理委員会告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第1項の規定により、
亀岡市条例制定請求者署名簿の署名の効力を決定し、署名の証明が終了した
ので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第95条の2の規定に
より、署名し印を押した者の総数及び有効署名の総数を次のように定める。

平成25年10月24日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎 千恵子

- | | |
|----------------|---------|
| 1 署名し印を押した者の総数 | 3, 251人 |
| 2 有効署名の総数 | 3, 073人 |